

石川県公報

令和 5 年 10 月 4 日 (水曜日)

号 外

(第 59 号)

目 次

条 例		
○いしかわ文化振興条例の一部を改正する条例 (文化振興課)	1	○生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (薬事衛生課) 1 ○石川県地方競馬実施条例の一部を改正する条例 (競馬業務課) 2

条 例

いしかわ文化振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月四日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二十六号

いしかわ文化振興条例の一部を改正する条例

いしかわ文化振興条例 (平成二十七年石川県条例第八号) の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十七条の二」に改める。

第二章第四節中第二十七条の次に次の一条を加える。

(文化観光の推進)

第二十七条の二 県は、本県の文化及び観光の振興を図るため、文化観光 (文化資源の観覧及び体験活動等を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。) の推進に向け、国、市町、文化施設及び観光事業者 (観光に関する事業を営む者をいう。) 等と相互に連携し、必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和五年十月四日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二十七号

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(石川県手数料条例の一部改正)

第一条 石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表九の項2中「又は第三条の三第一項」を「、第三条の三第一項又は第三条の四第一項」に改める。

(旅館業法施行条例の一部改正)

第二条 旅館業法施行条例(昭和三十二年石川県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

第一条の二第一項及び第一条の三中「及び第三条の三第三項」を「、第三条の三第二項及び第三条の四第三項」に改める。

第十一条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改め、同条第一号中「でい酔者等」を「泥酔者等」に改める。

(石川県公衆浴場基準条例の一部改正)

第三条 石川県公衆浴場基準条例(昭和四十五年石川県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第四号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)の施行の日から施行する。

石川県地方競馬実施条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月四日

石川県知事 馳 浩

石川県条例第二十八号

石川県地方競馬実施条例の一部を改正する条例

石川県地方競馬実施条例(昭和三十二年石川県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「競馬の公正を確保し、又は競馬場内の秩序を維持」を「競馬場内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保し、又は競馬の円滑な実施を確保」に改め、「第十条第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「競馬場への」を削り、「退去」を「入場者に対して場外への退去」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

